

インターネットモール上でマグネットセットを販売される事業者の皆様へ

～インターネットモール上で販売されるネオジム磁石製のマグネットセットの商品説明や表示についてのごお願い～

- **マグネットセットを子どもが誤飲し、開腹手術が必要となった重大事故が複数発生**しています。
- **消費者安全調査委員会は、ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故について、消費者安全法第23条第1項の規定に基づく調査を実施し、「マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること」等の内容を含む意見具申を同法第33条に基づき2022年3月24日に経済産業大臣に対して行いました。**
- インターネットモール上でマグネットセットを販売する事業者におかれては、子どもの誤飲事故を防止する観点から、**マグネットセットの商品説明や表示において、下記の対策を行っていただくようお願い**します。

マグネットセットの商品説明や表示において講じていただきたい対策内容

- ① 14歳以上が使用するものであること明記する。 ※海外の安全規制では対象年齢は14歳以上となっています。
- ② 子どもが誤飲し開腹手術が必要となった重大事故が複数発生していることを明示しつつ、子どもの手には触れさせない旨の注意喚起をする。
- ③ 子どもの使用や幼児教育を想定した表現を行わない。
具体的には「子ども」や「親子」といった表記の他、「おもちゃ」、「知育」や「教育」等の子どもが使うことを想定した表現を用いない、子どもの写真画像やイラストを使用しない。

※ 1 消費者安全調査委員会「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_021/

※ 2 消費者安全調査委員会が意見具申において定義する製品（マグネットセット）

(ア) 磁石単体は子どもが誤飲できる大きさであるもの。具体的には、小さいものでは直径が数mmの球（マグネットボール）や一辺が数mmの立方体（マグネットキューブ）

(イ) 磁石は、強力な磁石であるネオジム磁石であるもの

(ウ) 球や立方体が複数個（数十個以上など）を1セットとしているもの

(エ) 「パズル」、「おもちゃ」及び「玩具」等をうたって子ども向けに販売されているもの